

放射性物質対策支援を求める意見書

東日本大震災に伴う東京電力福島第1原子力発電所事故については、いまだ収束のめどが立たず、さらに長期化することが予想され、同事故により放出された放射性物質による健康や環境への影響について、市民の不安が高まっております。

特に、岩手県が6月9日及び11日に実施した、牧草における放射性物質調査において、一関地方の広い範囲で、暫定許容値を上回る放射性セシウムが検出され、牧草の利用と放牧の自粛が要請されたところであり、当地方の畜産農家に動揺と不安が広がっております。

また、今後生産・出荷される米や野菜を含む農畜産物全体への影響も懸念されるところであります。

つきましては、当地方で生産される農畜産物の安全性確保と産地としての信頼性の確保、風評被害防止のため、総合的な対策を実施されるよう、強く要望いたします。

記

- 1 一関地方の農畜産物の放射性物質の調査範囲の拡大と継続的な支援
 - (1) 牧草の調査地点増による詳細な情報提供及び継続実施
 - (2) 原乳調査の継続実施
 - (3) 当地方の主要な野菜の調査の実施
 トマト、なす、ピーマン、きゅうり等
 - (4) 水稲、麦に関する調査の実施
 - (5) 土壌調査の実施
- 2 代替粗飼料の緊急確保対策への支援
- 3 暫定許容値を上回る放射性物質が検出された牧草の処分への支援
- 4 風評被害防止、営農不安解消のための適時・適切な情報提供を含む総合的な対策の支援
- 5 東京電力に対し、農畜産物に係る被害補償を速やかにするよう求めるとともに、その実現に当たっては、国が責任を持つこと

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 23 年 6 月 24 日

岩手県一関市議会

内閣総理大臣 殿
農林水産大臣 殿

放射能から子供たちの命を守り、安全で安心な環境で教育を受けさせるための意見書

福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故以降、放射能について様々な報道がされており、日々子供の健康に心を砕いている親たちの心配は想像以上のものがあります。

特に本市は、近隣市町村に比べ放射線量の数値が高く、そのような中で生活せざるを得ない子供たちの健康被害が大いに心配されるところであり、まさに非常事態といわざるを得ません。

今、将来を担う子供たちを放射能から守ることが喫緊の課題であり、つきましては、以下について特段の配慮をお願いします。

記

- 1 子供たちが多くの時間を過ごす学校、幼稚園または保育所等の施設（プールを含む）や通学路などにおいて観測点を細かく設定し、放射線量の定期的な計測を行うこと
- 2 給食の食材等については、放射性物質の測定をするなどして、汚染された食材が子供の口に入らないよう厳格に管理すること
- 3 計測した結果は遅滞なく父母に周知し、安全性について説明責任を果たすこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 23 年 6 月 24 日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
文部科学大臣 殿
厚生労働大臣 殿

福島原発事故の早急な収束、原発からの撤退と自然（再生可能）エネルギー政策への転換を求める意見書

福島第一原子力発電所事故は3カ月経った今日でも、一向に収束の見通しが立っていません。このような中、子育て中のお母さんたちをはじめ、多くの市民から放射線被曝を心配する声が広がっています。政府と東京電力は、情報を全面的に開示するとともに、国内外の専門家・技術者の知恵と力を総結集して、原発事故を早急に収束させるべきです。

福島第一原子力発電所の事故は、原発の危険性を国民の前に事実をもって明らかにしました。現在でも原発の技術は、本質的に未完成できわめて危険なものです。原発は、莫大な放射線物質（死の灰）をかかえています。どんな事態が起きても、完全に閉じ込めておく技術は存在しません。ひとたび大量の放射線物質が放出されれば、対策はなく、被害は深刻かつ広範囲に及び、将来にわたって影響を及ぼすこととなります。

このような原発を、世界有数の地震・津波国である日本に、集中的に建設したことは、危険極まりないことです。日本に立地している原発で、大地震・津波に見舞われる可能性がないと断言できるものはひとつもないと指摘されています。

福島原子力発電所の事故は、歴代政府が「安全神話」にしがみつき、繰り返しの警告を無視して安全対策を取らなかったことによる結果です。

今や、原発からの撤退と自然エネルギー（再生可能エネルギー）への大胆な転換は、8割を超える国民世論であり、イタリア、ドイツなど世界的な流れも始まっています。

以上のことから、政府が原発をゼロにする期限を切ったプログラムを策定し、原発からの撤退と自然エネルギーの本格的な導入を求めます。

記

- 1 政府は、情報を全面的に開示するとともに、国内外の専門家・技術者の知恵と力を総結集して、原発事故を早急に収束させること
- 2 政府は、原発をゼロにする期限を切ったプログラムを策定し、原

発からの撤退と自然エネルギーの本格的な導入の政策転換を図ること

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出いたします。

平成 23 年 6 月 24 日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
内閣官房長官 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿
経済産業大臣 殿